

第9回定例理事会議事録(未承認)

日時：2016年(平成28年)12月15日13:30～14:40

場所：オンワードビーチリゾートホテル2階

Le Premier内ロイヤルルーム

出席者：理事14名、監事1名、事務局1名、総領事館より1名
(欠席:小川、谷本、松本理事、菅原監事)

議事：【理事会資料は日本人会事務局にて公開しております。
ご興味のある方は是非ご覧ください。】

1. 理事会成立確認

理事定数15名の3分の2以上の出席を確認。

2. 前回議事録承認

前回議事録を全会一致で承認した。

3. 各部報告

1) 教育部 (日吉部長)

12月8日に日本人学校理事会が行われた。

現在の生徒数の報告があった。(全日60名、幼稚部18名、補習校91名)

中間決算は予算通りに予定。予算には一般寄付9,600ドル、秋祭り収益よりの寄付45,000ドルが見込まれている。

日本政府からの援助により、学校の警備を強化した。

兵庫県立西明峰高校の皆さんから、グアムで行ったバザーによる収益金778.95ドルを寄付していただいた。

2) 文化部 (スミス理事)

GCWC定例ミーティングに、スミス理事が参加した。出席者に対して、秋祭りの報告と協力に対する謝辞を述べた。

2017年3月12日に開催予定のアートアンドクラフトフェアの説明会と出店募集を12月1日15:30から日本人会事務局で行った。2017年1月5日午後3時30分から事務局で、再度開催する予定。

12月11日に、ピースリングと共催で慰霊碑清掃を行った。

50名に届かないくらいの参加者があった。

3) 青年部 (中西部長)

秋祭りが無事終わった。秋祭りに関する反省会をこの後(12月15日午後2時30分から)、この会場(オンワードビーチリゾートホテル2階Le Premier内ロイヤルルーム)で行う。

4) 商工部 (關口部長)

11月4日ホテルニッコグアムにてタイタノ誠弁護士をお招きして開催した「人事に関する法律セミナー」のアンケート結果をラッテ1月号に掲載予定。

2017年1月12日ヒルトングアムリゾート&スパにおいて、Deloitte&Toucheの小林高人による「知ってトクする 企業向け税務申告ベーシックセミナー」を開催する。午前9時30分から2時間、参加費は20ドルの予定。35名程度の受講者を見込む。

トップマネジメント座談会の全収録内容を12月15日に日本人会ホームページにアップした。

5) 渉外・広報部 (小松部長)

12月13日に定例編集会議を開催し、1月号掲載内容、入稿状況確認、2月号のアイデア出し、スペース割りを行った。

12月11日に行われた慰霊碑清掃に参加し、その際、元日本軍兵士の小林喜一氏にインタビューした結果をラッテ2月号に掲載予定。

6) 総務部 (中村部長)

日本人会会員保険は、10月末現在、加入者数27名であった。

11月15日に会員ボランティアによる秋祭り物販品の値付け作業が行われた。

11月18日に、秋祭りの医療ボランティアに参加して頂いた亀田総合病院の一行が、日本人会事務局を訪問し、高木会長、日吉副会長、中村総務部長、中西青年部長、五味理事が対応した。

日本人会新年会は1月2日10時～12時、ホテルニッコグアムで行う。

7) 会計部 (代理：中村総務部長)

11月分の月次報告および秋祭りの大まかな決算報告があった。

5. 総領事館より

事務連絡は特になし。

秋祭りに関して、日本人会に対してお疲れ様でしたとお言葉をいただいた。

6. その他

次回理事会は、2017年1月12日(木)13:30に開催予定。

以上

総務部長：中村 一樹

在外選挙人名簿の 登録資格

日本国籍をお持ちの方

年齢が満18歳以上の方

海外に3か月以上お住まいの

住所を管轄する日本大使館・総領事館の管轄区域内に引き続き3か月以上お住まいの方

〔留意点〕

申請時に3か月以上住所を有している必要はなく、在留届の提出と同時に申請することができます。

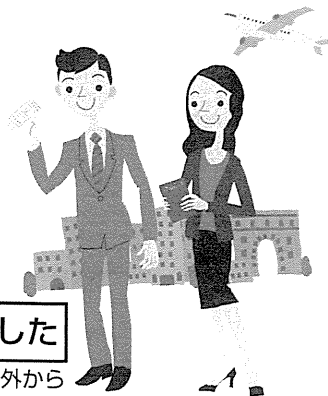
3か月以上住所を有していることが確認された後に、市区町村選挙管理委員会において在外選挙人名簿に登録されます。

選挙権年齢が「満18歳以上」に引き下げられました

2015年6月19日(改正法公布日)以降、満18歳以上の方についても、海外からの投票に必要な在外選挙人名簿の登録申請が可能となりました。

活用しよう！ 在外選挙制度

外国にいても日本の国政
選挙で投票ができます。



「在外選挙制度」により外国にいても衆議院議員選挙(小選挙・比例代表選挙)および参議院議員選挙(選挙区選挙・比例代表選挙)で投票することが出来ます。

海外で投票するためには、お住まいの住所を管轄する日本大使館・総領事館(領事事務所を含む)を通じて、日本での最終住所(地または本籍地の市区町村選挙管理委員会に在外選挙制度人名簿への登録を申請する必要があります。

登録された方には、投票に必要な「在外選挙人証」が、申請先の市町村選挙管理委員会から日本大使館・総領事館を通じて交付されます。